

vol.54-07 (通算 616号)

2024年10月号

やどかり

2024年10月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 増田 一世

〒337-0043 さいたま市見沼区中川 562

TEL 048 - 686 - 0494

FAX 048 - 747 - 7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円 (含会費)

精神障害 なお残る差別条項 制限条項から私たちの意識を考えてみよう

「精神障害 なお残る差別条項」、今年5月の大手新聞の見出しです。記事では、精神障害があると行政庁舎に入れず、議会の傍聴もできない、と続いています。

2022年、精神障害当事者らでつくる「心の旅の会」(浜松市)がインターネット上で公開されている各自治体の例規集を調べた結果、精神疾患や障害を理由に、施設の利用などを制限する条項が460件も見つかりました。同会の指摘を受け、文部科学省は2023年1月「不適切」とし、同年9月には総務省が「障害者差別解消法に違反する」として、自治体の各規定見直しを通知しました。

同会は2024年1月にも再調査を行い、266自治体と44広域行政機関で333件の制限条項を確認しています(教育委員会傍聴制限85件、庁舎利用制限53件、議会傍聴制限43件など)。公民館や公園、プール、歴史資料館でも利用制限(の文言が残っていた)がありました。自治体担当者らは「今どきこんな表記が残っているなんて思いもよらなかった」「担当課で話題にもならなかった」「規則まで目が届かず、今の時代とそぐわない表記なので見直したい」とのコメントを残しています。「心の旅の会」世話人の寺沢暢紘さんは「指摘されて改正するのでは意味がない、気づく機会はあったはずで、差別をなくすために自分事として取り組んでこなかったことの表れだ」と話していました。

未だ千葉、神奈川両県警の条項も残されて

いるそうです。「精神障害者、泥酔者など公務を妨害し、または他人に迷惑をかけるもの」を両県警庁舎や警察署、交番への立ち入りを禁止する対象としています。担当者は「精神障害者だからといって一律に立ち入りを禁じているわけではなく、その都度の状況で判断している」として、改正の予定はない、と記事では結んでいました。

「精神障害者・泥酔者」＝「公務を妨害し、他人に迷惑をかけるもの」として同列に併記し、立ち入りを禁止するが、状況で判断しているから問題ない、という「意識」が差別的取り扱いであり、偏見の「助長」を促す表現であるといえるのではないのでしょうか。

障害者権利条約の総括所見(2022年9月)にてらして考えてみると、第8条「意識改革」の項目が該当します。「障害者に対する否定的な、定型化された観念、偏見および有害な慣習を排除するための国家戦略を採用すること」とあります。「優生保護法(1996年廃止、現母子保健法に改正)」や「らい予防法(1996年廃止)」等における、差別や偏見の「助長」を法律や制度が促してきたこと、長きにわたり私たちを含む社会全体が放置し続けてきたこと、この「意識」にこそ目を向けるべきでしょう。法律や制度で禁止・修正するだけでなく、法や制度の精神を理解し、「他のものとの平等」を基本とした権利の視点から「自分事、身近な問題として」ともに考えていきませんか。(田中 学)